

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 7 年度福岡第二合同庁舎入退館ゲート調査
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕 〒 8 1 2 - 0 0 1 3 福岡市博多区博多駅東 2 - 1 0 - 7 福岡第二合同庁舎 7 階
契 約 締 結 日	令和 7 年 7 月 9 日
契約の相手方の氏名及び住所	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 9 9 0 , 0 0 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 : 令和7年度福岡第二合同庁舎入退館ゲート調査
2. 履 行 場 所 : 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎
3. 随意契約の相手方: 名称 NTTドコモビジネス株式会社
旧社名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
住所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
電話 090-3213-6542
4. 随意契約適用法令: 会計法29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的・内容

福岡第二合同庁舎本館1階裏口の入退館ゲートが不具合により作動しないため、原因究明を行う。

2) 随意契約に付する理由

当合同庁舎への入退館は、セキュリティ確保のため入退館セキュリティシステムにより管理されたゲートを通行証で開閉して行うこととしている。本館裏口の入退館ゲートの不具合が生じ運用を停止していることからセキュリティ上不備が生じているため、迅速かつ早急に修繕を行う必要がある。このため、原因究明のための調査を実施するものである。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)は、入退館管理システム及び入退館ゲートを設置した者であり、器機の内部に精通していることに加え、システム構成を熟知しており、かつ現場にも精通しているため、入退館システム全体についての知識・経験・技術力を十分有していると考えられ、当該業務を迅速かつ的確に遂行できる唯一の契約相手である。

以上のことから、NTTドコモビジネス株式会社(旧社名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)が本業務を遂行する上で唯一の契約相手方と判断されるため、会計法第29条の3第4項及び予算決算会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

総務部 総務課長